

日本クマネットワーク・第三者による著作物利用に関する内規

(平成 28 年 6 月 26 日総会にて承認)

(目的)

この内規は、日本クマネットワークから発行されるすべての著作物に関して、第三者がその利用を希望する場合の取り扱いについて定めるものとする。

(定義)

第三者とは、日本クマネットワーク、当該著作物の著者個人および著者が所属する法人もしくは団体以外の者をいう。

(利用の申請)

著作物の利用を希望する者は、利用を希望する書誌情報（書誌名、巻号、ページ数）および利用目的等を日本クマネットワーク事務局に通知し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

日本クマネットワーク事務局は、前項の申請があった場合にその内容を審査し、適当と認めるときは、利用を許可することができる。被許可者へは利用申請のあった著作物（もしくは PDF データ）を送付する。

(利用料)

原則無料とするが、営利目的での利用の場合など、日本クマネットワーク代表が必要と認めた場合には利用料を徴収する。徴収額、徴収方法等については代表、副代表、事務局が協議し決定する。利用料は日本クマネットワークの会計に繰り入れる。

(利用上の遵守事項)

著作物の利用を許可された者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 書誌情報を明記すること。
- ・ 著作物の内容を改変しないこと。

附則

1. 本内規の改廃は日本クマネットワーク総会で行う。
 2. 本内規は、平成 28 年 6 月 26 日から施行する。
-